「藩府沙汰書（山分勝五郎等へ力に叶う武器支給の事）」（毛利家文庫32部寄11〈27の15〉）

➤10

たたかう①

幕末の諸隊力士隊と山分勝五郎（1）
～力士隊結成！～

《幕末の諸隊と力士隊》

幕末期長州藩では、奇兵隊に代表される「諸隊」が数多く結成されました。武士に限らず、百姓・町人をはじめとするさまざまな身分、職業の人々で組織された新たな形の軍隊であり、時代を動かす大きな力となりました。現在、のべ400を越える隊名が確認されています（支藩分含む。『山口県史　史料編　幕末維新6』、以下『維新6』）。

そのような諸隊のひとつに力士隊があります（角力隊とも呼ばれました）。文字通り力士、相撲取を中心に構成された隊です。実際には体つきのよい百姓・町人の息子、若者たちも隊士となりました。

《力士隊頭取山分勝五郎》

力士隊の頭取（隊士のまとめ役）を務めたのが山分勝五郎でした。飯田昭一編『史料集成江戸時代相撲名鑑』によれば、文久元～2年（1861~62）江戸相撲の西二段目4~7枚目に山分萬吉（のち勝五郎）がおり、実際に江戸で相撲取として活動していたことが確認できます。萩河添の出身で、江戸で修業し相撲取になりました（シート11）。

彼とともに初期から力士隊士であった者に、菊ヶ濱亀吉、錦川長五郎、若稲荷勝蔵、山猫萬吉、岩ヶ井粂吉、生雲山市蔵がいます。彼らも『史料集成江戸時代相撲名鑑』で確認でき、菊ヶ濱亀吉と若稲荷勝蔵は大坂相撲、山猫萬吉と錦川長五郎は江戸相撲の相撲取でした。

《勝五郎、郷土防衛に目覚める》

勝五郎は、文久元年11月、萩金谷で大坂相撲の力士たちを呼び相撲興行を行っています。100人を越える力士が萩に来ました。この興行は、勝五郎にとって「故郷に錦を飾る」ものであったでしょう。その成

「菊ヶ浜土塁築造図屏風」
（個人蔵〈萩博物館寄託〉）

菊ヶ浜土塁建設のようすを描いたものに、「菊ヶ浜土塁築造図屏風」があります。老若男女、さまざまな身分、職業の人たちが土塁建設に参加した様子が描かれているものです。

一目で力士とわかる人物はいないようですが、数人いるもろ肌脱いだ男性が、あるいは勝五郎らなのかかもしれません。

功に気を良くしたのか、文久3年にも萩興行を計画しましたが、世の中は攘夷一色、相撲興行どころではありません。そうしたなか、江戸にいた勝五郎は、長州藩が下関で攘夷を決行したこと（5月10日）、これに対し横浜停泊中の外国船が萩攻撃に向かうという噂を聞き、故郷を守ろうと萩へ帰る決心をしました。攘夷意識、郷土防衛意識が彼を突き動かしました（文久元年11月・同3年10月分「部寄」）。

《力士隊の結成》

7月7日、藩は帰国した勝五郎ら7名の力士を称賛し、褒美として長さ１間半（約３ｍ）の「狭間筒」*を与えました。攘夷実行を知り、「国恩」に報いようと「外夷」と戦う決心で帰国したことは神妙である。「外夷襲来」の時は同志の者とともに藩の指示に従い働くようにと申し渡しています（『維新6』48～49頁）。力士隊は実質この時点で結成されたとみてよいでしょう。賞美の対象は勝五郎のほか、先に紹介した力士隊の初期メンバーたち。藩のお褒めの言葉と「狭間筒」の下賜。彼らはとても誇らしい気分であったと想像できます。

＊「狭間筒」は文字通りとすれば、銃身の長い火縄銃ということになりますが、沙汰書には「鋳崩し、別段手比之ものを与え候様との御事」とあるので、鋳直し、手ごろな長さの金棒などに加工されたのではないでしょうか。

《菊ヶ浜土塁と勝五郎》

長州藩の攘夷決行、それに伴う攘夷意識の高まりの中で、萩のさまざまな人々が菊ヶ浜土塁建設に協力したことはよく知られています（『萩市史』等）。建設は6月26日頃開始されました。勝五郎ら力士隊の面々も参加しました。藩内各地の相撲取も多数集まり協力したようです。

土塁完成後の9月、勝五郎は藩に菊ヶ浜での相撲興行を願い出ています（「部寄」）。萩に集まった相撲取たちは今後も藩に協力したいと考えているが、現在任務はなく、これでは体がなまってしまう。そこで「稽古相撲」の名目で興行を認めてほしいというものです。御客屋（萩町奉行所）も、彼らが有事に力が出せるよう、また「土塁成就地堅メ」のため、5日間の興行を認めてやってほしいと藩上層に上申しています。土塁の「地鎮祭」も兼ねた相撲興行ということでしょうか。興行は認められたようですが、緊迫する情勢の中で実際に実施されたかどうかは不明です。

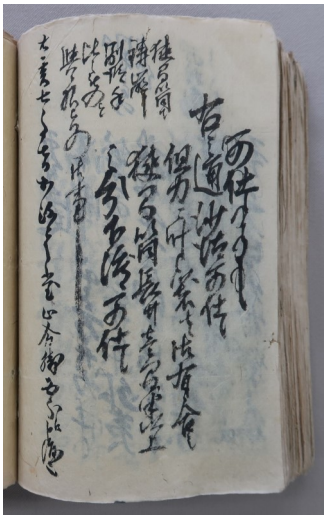

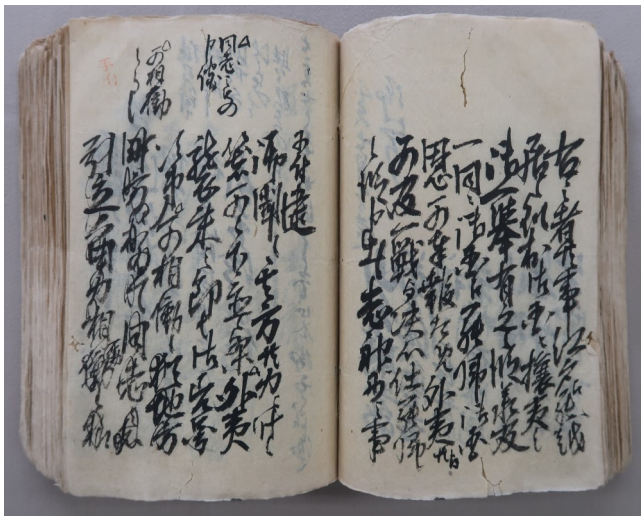

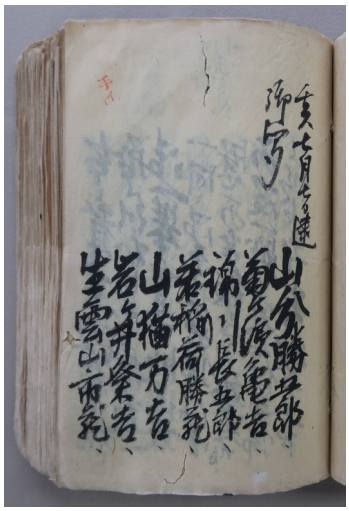

○文久３年７月７日、帰国した山分勝五郎ら７名の力士に対し、長州藩がその行動を賞賛した際の沙汰書です。

亥七月七日逮御聞

山分勝五郎
菊ヶ浜亀吉
錦川長五郎
若稲荷勝蔵
山猫万吉
岩ヶ井粂吉
生雲山市蔵

右之者共事、江戸え罷越居候処、於御国ニ攘夷之御一挙有之候段承及、一同ニ御国え罷帰、御国恩可奉報ため外夷共と可及一戦と決心仕罷帰候段申出候、志神妙之事に付、逮御聞候、其方共力ニ叶候器可被下置候条、同志之もの申談、外夷襲来之節者御差図次第可相働候事、猶地方町方ニおゐて同志之者引立角力相働候様可仕候事

右之通沙汰可仕候

但、力ニ叶候器者御有合之狭間筒長サ壱間半以上之分下渡可仕候

狭間筒は鋳崩し別段手比之ものを与候様との御事

（略）